

重要事項説明書

2024年8月1日改定

社会福祉法人 十字の園
ケアハウス アドナイ館

ケアハウス 重要事項説明書

1. 事業主体概要

事業者の名称	社会福祉法人 十字の園
法人所在地	浜松市浜名区細江町中川7220-11
代表者氏名	理事長 鈴木淳司
電話番号	053-414-1400
設立年月日	1960年（昭和35年）12月28日

2. ご利用施設

施設の名称	軽費老人ホーム（ケアハウス）アドナイ館
施設の所在地	静岡県浜松市浜名区細江町中川7437-8
施設長名	河出雅代
電話番号	053-439-1200
FAX番号	053-439-1211
開設年月日	1993（平成5）年 4月 1日
交通の便	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 浜松駅よりバスで聖隷三方原下車（約40分） ・ 浜松駅よりタクシーで30分 ・ 東名高速道路浜松西 ICより車で10分 ・ 新東名高速道路浜松いなさ ICより車で20分
損害賠償責任保険加入先	損害保険ジャパン日本興亜株式会社

3. 理念と使命、事業の目的、運営の方針

理念と使命	<p>「夕暮れになっても光がある」旧約聖書ゼカリヤ書14章7節は十字の園の理念の聖句であり、事業の目標でもあります。</p> <p>この理念と使命を具現化するために「人格を尊重し、生きる喜び、生きる自由、生きる希望を創ります」を法人の理念の言葉としています。</p>
事業の目的	<p>I) 施設の運営についての重要事項に関する規程は、以下のように定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施設の目的及び運営の方針 ② 職員の職種、数及び職務の内容 ③ 入所定員 ④ 提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 施設の利用に当たっての留意事項 ⑥ 非常災害対策 ⑦ その他施設の運営に関する重要事項 <p>II) ケアハウスは、一人暮らしや夫婦のみの高齢者が自立した生活を維持できるよう工夫された、いわゆる「ケア付き住宅」で、車椅子での生活が可能な構造・設備を備えるなど、住宅としての機能を重視した施設です。</p> <p>III) ここでは、給食や入浴などの生活の基本となるサービスを提供するほか、身体機能の低下等により介護を要する状況となっても介護保険制度の居宅サービスを利用することにより、自立した生活を維持・継続できるように配慮しています。</p>
施設運営の方針	<p>施設運営の基本は、法人の定款に掲げる理念として「キリスト教の精神に基づき」利用者の人格を尊重し、個人の意思や自己決定に基づき、その人らしい自立した生活を支援できる福祉施設を目指します。</p>

4. 施設サービスの概要

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士の立てる献立により栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 【食事時間】 朝食 7：30～ 8：30 昼食 12：00～13：00 夕食 17：15～18：15
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎週（月曜日～土曜日）15：00～21：00間の利用です。 ・ 日曜日はシャワーのみ利用できます。 ・ 契約により個人浴槽を利用することができます。
健 康 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協力医療機関は「聖隷三方原病院」です。 ・ 協力歯科医療機関は「太田歯科医院」です。 ・ 定期的に健康診断を受診できるよう機会を提供します。 ・ 栄養士との栄養・食事相談が可能です。
衛 生 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調理及び配膳に伴う衛生は食品衛生法等関係法規に準じます。 ・ 水道法に基づき水質検査・塩素消毒法等必要な措置を講じます。 ・ 毎年1回以上、大掃除を実施します。 ・ 食中毒及び感染症の発生を防止する為保健所との連携を図り、検討委員会を定期的に開催し、職員に周知徹底を行います。 ・ 職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延防止の研修を実施します。
生活相談 及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設は、入居者及びその家族からの相談に適切に対応し、可能な限り必要な助言その他の援助を行うよう努めます。 ・ 要介護認定の申請等入居者に必要な行政機関等に対する手続きについては申請者の意思を踏まえて必要な支援を行います。 ・ 家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会や外出の機会を確保するよう努めます。
社会生活上 の 便 宜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者からの要望等を考慮し、年間行事計画に従って教養娯楽日常生活支援・介護予防・アクティビティ等の支援を行います。
介護保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険制度の在宅サービスを介護度に応じて利用できます。
特 別 援 助 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別援助サービスとは、介護保険制度では利用できない部分を有料で行うアドナイ館独自のサービスです。 ・ 特別援助サービスに関する例示資料を参照して下さい。

5. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	指定年月日	介護保険事業所番号	定員
通所介護事業 介護予防通所介護	平成12年4月1日 平成18年4月1日	2278100108	30名

6. 当施設ご利用にあたって留意いただくこと。

来訪・面会	来訪・面会時には、面会簿に記載し、事務窓口にご提出下さい。
外出・外泊	外出時は表示板に表示し、外泊時は届け出用紙をご提出下さい。
食事変更届	食事を変更する時は、食事変更届を提出して下さい。
喫煙	館内は禁煙です。
ゲストルーム・宿泊	宿泊を希望する場合はゲストルームが使用できますが有料です。入居者の居室に宿泊される場合は施設長の許可が必要です。
動物飼育	原則、居室でのペット飼育はできません。
収入申告書提出	毎年3月末までに収入申告書の提出が必要です。

アドナイ館約束事	集合住宅で快適に生活する為の最小限度の約束事が定められています。規約をご遵守下さい。
----------	--

7. 利用料

ケアハウス アドナイ館 利用者階層別料金表 【単位：円】

対象収入による階層区分		利 用 料 金				
		区分	居住に要する費用	サービスの提供に要する費用	生活費	合計
1	1500000 円以下	月額	21,060	10,000	48,767	79,827
2	1500001~1600000	月額	21,060	13,000	48,767	82,827
3	1600001~1700000	月額	21,060	16,000	48,767	85,827
4	1700001~1800000	月額	21,060	19,000	48,767	88,827
5	1800001~1900000	月額	21,060	22,000	48,767	91,827
6	1900001~2000000	月額	21,060	25,000	48,767	94,827
7	2000001~2100000	月額	21,060	30,000	48,767	99,827
8	2100001~2200000	月額	21,060	35,000	48,767	104,827
9	2200001~2300000	月額	21,060	40,000	48,767	109,827
10	2300001~2400000	月額	21,060	45,000	48,767	114,827
11	2400001~2500000	月額	21,060	50,000	48,767	119,827
12	2500001~2600000	月額	21,060	57,000	48,767	126,827
13	2600001~2700000	月額	21,060	64,000	48,767	133,827
14	2700001~2800000	月額	21,060	68,800	48,767	138,627
15	2800001~2900000	月額	21,060	68,800	48,767	138,627
16	2900001~3000000	月額	21,060	68,800	48,767	138,627
17	3000001~3100000	月額	21,060	68,800	48,767	138,627
18	3100001~	月額	21,060	68,800	48,767	136,803

但し、浜松市長が定める設置運営要領改正に伴い変更致します。(2024年8月1日から適用)

* 毎月の利用料金は、前年の収入金額に応じてサービスの提供に要する費用（利用者階層別料金）、居住に要する費用、生活費を合算した金額で収入申告により決定します。また、冷暖房費用が別途に掛かります。

* その他、利用者の電気、水道、電話、Eメールの使用料金が個別に掛かります。

8. 施設内（掲示）

* 当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料等その他サービスの選択に資する重要事項を掲示しています。

9. 保証金

一人当たり 30万円 (二人居室利用60万円)

10. 契約の解除について

- * 運営規程第33条並びに入居契約書第31条に基づき、施設及び利用者が各号に該当するときは、予告期間を置いて解除することができます。
(「契約解除届(様式3)」、「退居届(様式4)」をご提出頂きます。)

11. 契約解除時の居室原状回復費用

- * 契約解除を余儀なくしなければならなくなった場合には、入居契約書第23条に基づく、「入居時・退居時の物件状況及び原状回復確認リスト」による費用を別途徴収させていただきます。

12. 空調設備の交換積立金

- * 入居者の入れ代わりが起きても、設備の交換が必要な場合に対応する為、毎月積立をすることが、入居者自治会で定められています。(積立金額は1,000円/月)

13. 苦情相談窓口

- * サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。
ご利用相談室：窓口担当者 野末芳美(生活相談員)
ご利用時間：月曜～金曜 9:00～17:30
ご利用方法：苦情受付書面又は電話(053-439-1200)
苦情内容の記録：基準第9条第2項(記録の整備)に基づき、2年間保存します。
- * 社会福祉法人本部事務局窓口でも対応します。
ご相談窓口担当者：法人本部事務局
ご利用時間：月曜～金曜 9:00～17:00
ご利用方法：苦情受付書面又は電話(053-414-1400)
- * 公的機関においても、苦情の申出ができます。
浜名福祉事務所 長寿保険課 北行政センター内：TEL(053-523-2863)
ご利用時間：9:00～17:00(土日、祝日を除く)
- * 静岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課 TEL(054-253-5590)
ご利用時間：9:00～17:00(土日、祝日を除く)
- * 静岡県福祉サービス運営適正化委員会
ご利用時間：9:00～17:00 TEL/FAX(053-653-0840)
- * 苦情処理第三者委員
氏名 落合克能(聖隷クリストファー大学 准教授) 053-439-1400
氏名 辻村幸則(元三方原地区自治会長) 053-436-6076
公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

14. 第三者評価受審

最終受審日 平成24年8月10日～10月2日
評価機関 静岡県社会福祉士会

15. その他

- * 入居・退居に関する提出書類について
 - 1) 前年の収入申告書を提出していただきます。
 - 2) 健康診断書の提出
 - 3) 身元引受人の指定
 - 4) 個人情報に関する同意書の提出
 - 5) 契約解除届
 - 6) 退居届
 - 7) 居室内(造作)模様替えの依頼書
 - 8) 入・退居時の物件状況及び原状回復確認リスト

私は、本書面にに基づき上記重要事項の説明を受け、内容を確認し同意しました。

令和 年 月 日

【 利 用 者 】

住 所

氏 名

㊞

【 身元引受人 】

住 所

氏 名

㊞

【 説 明 者 】

アドナイ館

(職・氏名)

㊞

苦情を処理するために講ずる措置

軽費老人ホーム（ケアハウス）
アドナイ館

措置の概要

1. 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）担当者の設置。
相談、苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を設置している。
また、担当者が不在のときは、基本的な事項について誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぎ、苦情に対する早期の改善、是正措置を講ずるよう配慮します。
担当者 苦情相談担当者 野末芳美（生活相談員）

連絡先 電話（053）439-1200

FAX（053）439-1211

2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制、手順
 - ① 苦情があった場合、直ちに利用者と面接により内容を確認します。
 - ② 担当者は、苦情内容を管理者に報告します。
 - ③ 管理者は担当者及び他の職員を加え、苦情解決に向けた検討会議を行います。
 - ④ 検討会議の結果を基に解決方法をまとめ、管理者は必ず翌日までに具体的な対応を指示します。
 - ⑤ 苦情処理結果記録を台帳記載し、再発防止に役立てます。
3. その他
 - ① 常に平素から利用者の立場に立って思慮深く、苦情が出ないサービス提供に心がけます。
 - ② 職員に対する研修を定期的実施します。
 - ③ 第三者委員との相談にも対応できる体制ができています。